

令和元年9月19日

## ふるさと納税に係る総務大臣の指定

ふるさと納税に係る令和元年5月14日の総務大臣の指定において、当初の指定対象期間を同年6月1日から9月30日までの期間（4ヶ月間）とした、以下の表に掲げる43市町村について、新たに、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、同年10月1日から翌年9月30日までの期間（1年間）を指定したので、お知らせいたします。

都道府県	市区町村
北海道	森町 八雲町
宮城県	多賀城市 大崎市
秋田県	横手市
山形県	酒田市 庄内町
福島県	中島村
茨城県	稲敷市 つくばみらい市
新潟県	三条市
長野県	小谷村
岐阜県	美濃加茂市 可児市 富加町 七宗町
静岡県	焼津市
大阪府	岸和田市 貝塚市 和泉市 熊取町 岬町
和歌山県	湯浅町 北山村
岡山県	総社市
高知県	奈半利町
福岡県	直方市 飯塚市 行橋市 中間市 志免町 赤村 福智町 上毛町
佐賀県	唐津市 武雄市 小城市 吉野ヶ里町 上峰町 有田町
宮崎県	都農町
鹿児島県	鹿児島市 南さつま市

（連絡先）自治税務局市町村税課  
担当：吉井、阿久津  
電話：03-5253-5669（直通）